

## 一般質問 いわゆるニート・引きこもりなど「困難を抱えた」若者への支援

かわせみクラブの竹村雅夫です。

今回の質問のテーマは、もしかしたら決してメジャーな課題ではないのかもしれませんが、ただ、ともすると忘れられがちな小さな課題から、逆に大切なことが見えてくることもあるかもしれないと思っています。その意味で御容赦をいただきまして、「困難を抱える」若者へのサポートについて質問させていただきたいと思います。

まず、いわゆる不登校について伺います。

最初に整理をしておきたいのですが、教育委員会は、子どもたちのどのような状況を不登校と定義していらっしゃるのでしょうか。

教育次長（山田泰造） 文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいは登校できない状態にあり、年間30日以上欠席がある児童生徒を不登校としており、病気や経済的な理由によるものは含んでおりません。本市におきましても同様の定義で扱っております。

それでは、そのような不登校の状態になっている児童生徒は、現在、藤沢にはどのくらいいるのでしょうか。

教育次長（山田泰造） 平成23年度の本市における不登校児童生徒数は、小学生が58人、中学生が303人となっております。また、不登校児童生徒の出現率は、小学校が0.26%、中学校が3.0%となっております。

中学校で約3%ということですね。そうすると、大体平均すると、どのクラスにも1人は不登校の生徒がいて不思議はないということになると思います。それから、もう一つ、ただいまの御答弁ですと、小学校から中学校に上がると不登校の生徒が大きくふえますよね。これは何が意味があるのでしょうか。

子どもたちが不登校となるきっかけについて、教育委員会はどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

教育次長（山田泰造） 平成23年度の文部科学省、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における本市の集計結果から、小学校においては、親子関係をめぐる問題、生活環境の急激な変化、不安などの情緒的混乱などを主なきっかけととらえております。また、中学校においては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、無気力、不安などの情緒的混乱などを主なきっかけととらえております。

不登校についてはいろいろなイメージが持たれると思います。ちょっとこういう言い方はどうかと思うんですが、もしかしたらこの場にも、お子さんやお孫さんに不登校の子が

いる、あるいはいたという方もいらっしゃるかもしれませんが、でも、そのことは実はなかなか外には話ができないですね。ですから、周囲からすると、いわゆる不登校の子や、その親御さんがどんな思いでいらっしゃるか、これはなかなか理解しにくいのかもしいと思います。

1つこんな例をお話しさせていただきたいのですが、もちろんプライバシーの問題がありますので、特定できないように脚色してお話をするのですけれども、私、かつて中学校で不登校になった女の子を担当したことがあります。その子がだんだん学校を休みがちになって、いわゆる不登校が始まります。私も何度もその子の家に行って話をしたり、仲のいい友達に手伝ってもらったりと、いろいろなことをするのですけれども、やはり時々出てきたり、休んだりというのが続きます。

ある日、その子がまた学校を欠席しました。ちょうど授業のない時間があったので、その子の家まで自転車を飛ばして行ってみたんですね。実は私もそれまで不登校というと、部屋にこもって布団をかぶって寝ているような、そんなイメージを持っていました。どっちかという、その子のことを無気力な子というふうに思っていたのかもかもしれません。ところが、ちょっと意外な光景に出会ったのですけれども、その女の子は家の裏庭にいました。何をしていたかという、エプロンをして、小さな体を精いっぱい背伸びさせて、まるで小さなお母さんのように一生懸命物干しざおに洗濯物を干していたのです。えっと思いました。でも、その子は叱られるとでも思ったんでしょうね。慌てて逃げようとするんです。私が、別に怒ったりしないよ、偉いんだね、家のお手伝いしていたんだと話すと、消えそうな声で、お母さんが病気で動けないのと言うんです。実はその子のお母さんは病気で寝たきりで、中学生のその子が食事の世話や洗濯までしていたということがわかってきます。私の中でその子のイメージががらっと変わっていきました。この日以来、その子といろいろな話ができるようになるのですが、学校においでよ、みんな待っているよと話をすると、こうその子は言うんです。いいよ、私、勉強なんてわからないし、学校なんておもしろくないもん。確かにその子は小学校の低学年のころから勉強につまずいていて、実は九九も全部言えません。漢字も十分に書けないわけですね。だから、中学校で授業を受けていたって、何を言っているかわからないわけです。そのことに耐えながら、一日じゅうずっと机に座っている。それ、その子にとってどんなに苦痛だったでしょう。そのうちに一部の子からいじめを受けていたことがわかります。そんな中で女の子は自信をなくして、学校に行くことがつらくなっていったわけです。

私、わからなくなってきました。全くわからない授業、いじめ、それから、家族の世話までしなければならぬ現実、そういう状況の中でその子が不登校になっているわけです。そうすると、そういう状態をそのままにして、その子が学校に来るようになれば、問題は解決なのではないでしょうか。もちろんその子に寄り添い、励ましたり、家庭の問題を解決することも必要なんですけれども、一方で、いじめのない学校や、勉強が楽しいと感じられるような授業をつくることだって本質じゃないのでしょうか。

一昔前まで不登校は、本人の責任とされていました。だから、不登校は、先ほど文部科学省の定義にもありましたけれども、問題行動の一つだったんですね。でも、もし不登校の原因を、本人の意思が弱いととらえるのだったら、いわば厳しく鍛えて根性をたたき直せばいいわけです。一番端的なのは戸塚ヨットスクールですよ。でも、この女の子のケースで言えば、彼女は決して怠けていたわけじゃありません。多分、同級生の誰よりも一生懸命働いていたと思います。ヨットに乗せて海にたたき込めば解決するわけじゃない。もちろんこれは一つの例にすぎません。このことをすべてに広げて話をするつもりはないのですけれども、いわゆる不登校の原因とかあらわれ方が千差万別です。100人いれば100通りの不登校があるとよく言われます。本人の側の要因が大きいこともあれば、周囲の環境要因もあって複雑に絡み合っていると思います。もちろんどの学校でも先生たちがさまざまな形でいろいろなケースの不登校に向き合っていると思います。ただ、どうしても学校だけでは限界がある。その場合、藤沢には学校教育相談センターがありますよね。

この学校教育相談センターの概要についてお聞かせください。

教育次長（山田泰造） 学校教育相談センターは、学校生活、学校教育に関する児童生徒や保護者及び教職員の相談に対応し、解決に向けて具体的な方法や支援の手だてを一緒に考えていくことを目指して、平成20年4月に開所いたしました。小中学校への入学に関する相談や、全小中学校へ配置しているスクールカウンセラーによる児童生徒や保護者、教職員に対する支援、援助、電話、来所による相談、相談支援教室に通う不登校児童生徒に対するカウンセリングと小グループ活動、スクールソーシャルワーカーを配置しての福祉的な支援等を行っております。

このような不登校の子どもたちのための施設は、文部科学省の用語では本来「適応指導」教室だったと思います。でも、藤沢市は以前から「適応指導」ではなくて、「相談」という名前をあえて使ってきました。

あえて「適応指導」教室ではなく、「相談指導」教室や相談センターと名づけたのはどのような考え方からでしょうか。

教育次長（山田泰造） 開設のときは、相談指導教室としておりましたが、相談センターに移設した現在は、相談支援教室となっております。不登校の児童生徒一人一人の気持ちを大切にしながら、抱える問題や悩みなどに対して一緒に考え、持っている力を引き出したり、育てたりしていけるよう支えていく、また、その保護者に対しても必要に応じて相談、援助をしていくことが重要であると考えております。そのため、適応や指導ではなく、相談、支援と表現をしております。

もちろんさまざまなケースがあると思いますから、一律に申し上げるつもりはないんですけれども、もしいじめが原因で不登校にならざるを得なかった子がいるなら、変わるべきは学校やクラスであって、その子の適応の問題ではないですよ。逆にそうした問題が

解決していないのに、その子が学校に来るようになったら安心してしまって終わりでは何もないと思います。ただいまお話しいただいた、教育委員会の一方的な適応指導ではないのだ、相談や支援なのだという視点をぜひ持ち続けていただきたいと思います。

ただ、そういう視点を前提にした上で、別の課題を考えてみたいと思うんですが、以前、学校教育相談センターに伺って、当時は天利センター長だったと思いますけれども、今センターで見ていて何が一番大きな課題だと感じていますかと伺ったことがあるんですね。そのときにセンター長さん、2つのことをおっしゃいました。1つは、いわゆる発達障がいへの対応、それから、もう一つは、実はセンターに相談に来られる子はまだいいんです、問題は相談にさえ来られない子どもへの対応だと思いますというふうにおっしゃいました。まず、このうち、発達障がいへの対応についてはいかがでしょうか。どうもこのごろ、発達障がいという言葉が広がってきたのはいいんですけれども、逆に発達障がいのレッテルを張って、何だかそれですべてわかったようなつもりになってしまう、そういう傾向もあるかもしれません。私はそれはちょっと問題だと思っていますけれども、ただ、発達障がいを周囲が理解せず、トラブルが続いていじめを受けたり、たび重なる失敗の中で自信を失って学校に通うことがつらくなっていく例もあるのではないのでしょうか。

現在、学校教育相談センターでは、発達障がいに対応できるスタッフは足りているのでしょうか。もし足りないのであれば、増員なども必要ではないのでしょうか。

教育次長（山田泰造） 発達障がい幅広く知られるようになってから、発達障がいに関する相談はふえております。発達障がいを抱える子どもに対しては、一人一人に合った丁寧な支援が必要であり、今後も相談の件数が減ることはないと考えられます。市内には、県の相談窓口として、総合教育センターや療育相談センター等がありますが、本市内の学齢期の子どもの発達障がいに関する相談については、おおむね学校教育相談センターを勧められて、来所や電話による相談に対応している状況であることから、相談体制の充実は課題であると認識しています。

昨年の事業仕分けのときに、この学校教育相談センターがかかったと思うのですが、そのときこれについて、大事な事業なんだから、もっと予算をつけていいんじゃないかという異例の仕分け人さんからの講評があったと思います。やはり発達障がいについてはある程度の専門的な知識がどうしても必要になりますので、ぜひ鈴木市長におかれましても、この点について御理解をいただければというふうにお願ひ申し上げます。

さて、現在、藤沢の学校には、大勢の外国籍の子どもたちがいます。もし万一この子どもたちが学校に来なくなった場合のことなんですが、実は義務教育の対象ではありませんから、不登校ではなく、不就学という分類になってしまいますよね。だから、この子どもたち、厳密には不登校にはカウントされません。統計にも出てきません。もしかしたら、私たち、この不就学の子どものことを忘れていたんじゃないかとちょっと心配しています。

先日、岐阜県の可児市というところに伺いました。可児市は、全国に先駆けて外国籍の

不就学の子どもたちの実態調査を行っています。その結果、約7%の不就学の子がいたということがわかってくるんです。先ほどの藤沢の中学の不登校の割合、3%ですから、その倍以上の割合。その原因も、言葉や生活習慣の違い、いじめ、そして、保護者の厳しい経済状況など、外国籍の子どもたちが異国の学校に通うことの厳しさがそこから見えてきます。可児市では、この結果に衝撃を受けた市長が、不就学ゼロを目指そうという宣言を出されたそうなのです。そして、例えばいきなり言葉のわからない教室に入れちゃうんじゃなくて、学校に入学する前の段階でプレスクールという場をつくって、言葉や日本での生活習慣を丁寧に教えて、子どもたちが学校に安心して通えるような仕組みをつくったそうです。(資料を提示)これは可児市のプレスクールというところで、中学生ぐらいの子までいるんですけれども、みんなが言葉や生活習慣を学んでいる場面です。あるいは社会教育の分野で多文化共生の政策を進めたり、いろいろな政策をとった結果、可児市では不就学ゼロを達成したということでした。状況は違いますから、すべてが藤沢に当てはまるとは思いませんが、可児市の取り組みに学ぶべきことがあると思います。この7月からは、本議会でも議論がありましたけれども、入管法や住民基本台帳法が改定されて、特に非正規滞在の子どもたちがますます見えない存在になってしまふことが懸念されます。

ぜひ藤沢では、第一歩として、共生社会推進課とも一緒になって、不就学の実態調査を行い、忘れられた子どもたちへの対応について検討を始めるべきではないでしょうか。

教育次長(山田泰造) 現在、外国籍の児童生徒の就学につきましては、外国人登録のある家庭に新入学時には就学案内のお知らせを郵送しており、また、年度途中の外国人登録者に対しましては、外国人登録窓口で就学案内をしております。なお、外国人登録制度の廃止後においては、市民窓口センターの住所の異動窓口において住民票の作成を受けて就学案内を行うこととなります。このような状況の中で、外国人登録があり、不就学の外国籍の児童生徒については、学校で個別に登録のあった住所に訪問するなど把握に努めておりますが、実態として既に帰国して居住していない、数回訪問しても所在が不明であるなど、外国人登録を変更していない、帰国予定であるので就学しないといったことがございます。なお、外国人登録をしていない外国籍の学齢期の子どもの実態調査は困難であり、把握できておりませんが、今後におきましても、学校を通して、民生委員、児童委員等から情報をいただきながら、地域の中で外国籍の学齢期の子どもたちがいた場合、就学相談等個別に対応してまいりたいと考えております。

わずかかもしれませんが。そもそもいるのかいないのかすら、実はだれも今まで調べたこともなかったという課題だと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

実は私、不就学だった少年たちに出会ったことがあるんです。久里浜の少年院でした。言葉もわからないし、生活習慣も違う、日本の学校になじめずに、結局彼らが流れ着いたのは少年院だったんですね。この久里浜少年院は、日本語でのコミュニケーションが難しい外国籍の少年が全国から集められる国際科と呼ばれるところがあるんです。私がそこを

訪ねたとき、外国籍の少年たちが日本語の授業を受けている最中でした。少年院の専門官の方がこうおっしゃっていた言葉が忘れられないんですけれども、この子たちが初めてまともに日本語を教えてもらったのは少年院の中だったんです。もし日本の学校がこの子たちをもっと受けとめていたら、この子たちはここには来なかった。本当に返す言葉がありませんでした。つらい子どもたちが、つらい思いをしている外国籍の子が藤沢にもいるかもしれないという視点で、アンテナを張っていただきたいと要望します。

さて、義務教育が終了した後の問題に移りたいと思うんですが、いろいろな支援の結果、学校に復帰できた子もいると思います。でも、中には学校に復帰できないまま卒業を迎えた子どももいるはずですよ。

では、不登校だった生徒たちはその後どんな進路を歩んでいるんでしょうか。進路の状況について伺います。

こども青少年部長（青木玲子） まず、若年無業者、いわゆるニートの定義についてでございますが、15歳から34歳までの若者のうち、職にもついておらず、また、通学も家事も職探しもしていない人を指しております。平成22年に総務省が行った労働力調査によりますと、全国の若年無業者数は60万人で、人口に対する割合は2%を超えております。また、平成22年国勢調査によりますと、本市の若年無業者数は961人で、人口に対する割合は1%となっております。

次に、ひきこもりの定義についてでございますが、社会参加を避けておおむね6カ月以上にわたって家庭にとどまり続ける状態を指しております。全国の15歳から39歳までのひきこもりの数は、平成22年に内閣府が行ったひきこもりに関する実態調査によりますと、約70万人で、人口に対する割合は約1.8%と推計されております。この割合から本市の平成23年4月の対象年齢人口約12万8,000人で単純に推計いたしますと約2,300人となります。

単純に合計するとかなりの数ですよ。3,000人を超えるということになります。もちろん、これ、統計上の数字ですから、全部が全部当てはまるわけじゃないと思います。例えば若年無業者といっても、大学浪人で予備校に通っていない場合、カウントされちゃうんですね。私、過去をさかのぼると、一時期、ニートだった時期があるということになるんですけれども、そういう例を省いていけば、この数は実際はもっと少ないのかもしれないかもしれません。ただ、いずれにしても、例えば1,000人、2,000人単位で支援を必要とする何らかの困難を抱えた若者がいるかもしれないということだと思います。

そして、もう一つ問題があるのですけれども、このニートの捉え方なんですよ。この言葉が何年か前から非常にはやりました。ただ、どうかすると、ひきこもりと混同されてしまって、働こうとしない若者、怠け者みたいなイメージがあるんじゃないかと思います。

（資料を提示）例えばこれは2004年5月17日の新聞の1面なんですけど、こういう見出しなんですよ。働かない若者、ニート、10年で1.6倍、勤労意欲なく、親に寄生。

この見方がある意味で典型的な、いわゆるニートに対する見方なのかもしれないと思うんです。でも、例えば就業意欲を失っているといっても、これだって不登校の場合のように、さまざまな困難な要因があるんじゃないでしょうか。例えば今や非正規雇用は勤労者の3分の1を占めますよね。安定した仕事を探すことだって困難な若者たちが非常に大勢います。私の娘が先般、就活真っ最中でしたけれども、実は40回、50回、面接を受けても全部不採用なんです。そうやっていけば心も折れますよね。それから、勤務先を解雇されたり、派遣切りに遭って、そのまますっかり疲れ切ってしまったという例もたくさんあります。現在の不況だとか就職難、雇用形態の変化、あるいは過酷な労働条件といった構造的な問題を抜きに、単に個人の意欲の問題に収れんさせてはならないのではないかと私は思います。

2010年の4月ようやく、子ども・若者育成支援推進法が成立しました。同じ年の7月には、子ども・若者育成支援大綱が制定されました。これは先ほどの新聞のような、働こうとせず、親に寄生しているなどという見方ではなくて、従来、制度のはざままで忘れられていた若者たちを支援するという視点に立ったものだと思います。

この法律や大綱の概要についてお聞かせください。

こども青少年部長（青木玲子） 新しい法律や大綱の概要ということでございますが、児童虐待やいじめ、有害情報の氾濫や雇用形態の変化など、子ども・若者をめぐる環境が悪化するとともに、ニートやひきこもり、不登校など、子ども・若者の抱える問題が深刻化している状況の中で、従来の個別分野での縦割的な対応では限界があることなどから、一人一人の子どもを自立へとつなげるために、総合的な育成支援を目指して制定されたものでございます。また、これまで国の青少年対策はおおむね30歳未満を対象としておりましたが、新しい法律と大綱（子ども・若者ビジョン）では、育成と支援の対象を30歳代までに広げて推進していくことを明確に示すため、青少年にかえまして、子ども・若者という言葉を使用しております。そのために必要な施策としまして、これまでの健全育成と非行防止の取り組みにさらに就労支援及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援が加わり、教育、福祉、雇用等の関連する各分野の連携をより一層進めることが求められております。さらに新しい法律では、地方公共団体に対しまして、育成支援施策を推進するための枠組みづくりとして、子ども・若者計画の作成とともに、困難を有する子ども・若者を支援するために、子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターを単独または共同で設置することを努力義務と定めております。

この法律で地方公共団体の責務を定めているというふうに伺いました。

それでは、藤沢市としてはどのような計画を進めていかれるか、伺います。

こども青少年部長（青木玲子） 本市におけます計画でございますが、昨年度より、青少年問題協議会におきまして、新しい法律に基づき、現行の青少年育成の基本方針を改定し、次世代育成支援行動計画の中に含まれております、子ども・若者の育成支援に関する項目

を取り込む子ども・若者計画について協議をしているところでございます。その計画期間は、平成25、26の2年間といたしまして、次世代育成支援行動計画終了後の平成27年度以降は、改めて子育てから子ども・若者の育成支援まで一貫して行うことにより、すべての若者を自立へとつなぐための総合的な基本計画を策定したいと考えております。また、現在、この子ども・若者計画の協議の中では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の育成支援のあり方についても検討しておりまして、特に中学校卒業後のサポート体制が不足している状況を課題と捉え、義務教育終了後の若者を対象としたネットワーク機能を備えたサポート相談窓口の設置などについても検討しているところでございます。

いわゆるひきこもり状態の我が子を抱えた親御さんの悩みというのは、なかなか外から話ができないこともありますけれども、見えないんだろうと思うんですね。だれかに相談しようにも、とにかくどこに行ってもいいかわからない。相談センターみたいなのところに行ったり、精神科を受診される親御さんも多いと思います。でも、みんな言うことが違う。たらい回しみたいになって、いろいろなところをぐるぐる回されてしまった。私、何人かの親御さんと話したことがあるんですけども、皆さん同じ経験をされています。今、御答弁にありましたけれども、藤沢市でも、まずそこに行けば、何を相談していいかわからないという方の相談に乗れるようなワンストップ窓口、支援につないでくれるサポート相談窓口を早期に開設していただきたいというふうに要望します。

ただ、それができたとしても、もう一つの課題は、戻るんですけども、学校教育相談センターの所長さんがおっしゃっていた、相談窓口をつくっても、そこに来られないケースだと思うんです。相談に来られる場合はまだいいけれども、実は親が相談に来たとしても、本人は外に出られないというケースも少なくないと思うんですね。

ですから、すぐにはと言いませんけれども、ぜひ今後の検討課題として、こちらから訪問支援を行っていく、いわゆるアウトリーチということだと思いますけれども、これも重要だと思いますが、お考えを伺います。

こども青少年部長（青木玲子） 議員御指摘のとおり、みずから相談窓口に出向くことが難しいことから、なかなか支援機関などにつながっていかないというような若者がいるという状況もでございます。自宅などへのアウトリーチ、訪問支援につきましては、青少年問題協議会におきましても、そのような子どもたちへの対応策としまして、有効であるという御意見もいただいておりますが、さまざまな課題もありますことから、まずは支援のネットワークづくりなど、相談支援体制を整えることが必要であり、アウトリーチについてはその後の検討課題ととらえております。

すぐに実現というのは私は難しいと思っていますけれども、引き続き御検討をいただきたいと思います。

それから、先ほどから、中学を卒業してしまうと困難を抱えた若者を支援するシステムというのはほとんどないんだという言い方をしてきました。でも、実は一つだけありますよね。それは何かというと、さまざまな困難から心を病んで、うつや統合失調症を発症して、保健福祉手帳を取得したり、自立支援医療を受ける場合ですよ。逆に言えば、心を病まない限り支援が受けられないということでもあるわけです。これがいいのかどうか、私、ためらいがありますけれども、藤沢市では現在、ニートやひきこもりなどの若者の中でも、精神保健福祉手帳を取得している方については、地域活動支援センターがある。

では、手帳を持たない若者の居場所というべき場所が藤沢にあるのでしょうか。

こども青少年部長（青木玲子） 障害者自立支援法の対象とならない、精神保健福祉手帳を持たないニートやひきこもり等の若者たちの居場所につきましては、私どものほうで調べた限りでは、現在市内にないものと思われま

ないわけですよ。これもやっぱり藤沢市の大きな課題ではないかと思います。ただ、先進的な自治体で幾つか制度が始まっているところがありまして、調べてみたら、お隣の横浜が案外進んでいるんですね。私、先日、横浜の南部のユースプラザというところに伺ってきました。ここは働くことや自立に悩む若者と家族のための総合相談窓口という位置づけの施設なんですけれども、ここはもちろん相談スペースのほかにフリースペースがあります。これがその写真なんですけれども、（資料を提示）要するになかなか家から出られない若者が一遍に就労というのは無理なわけですよ。まずは家を出て、ここに行って、いろいろ仲間と話をしたり、自分のできることから始める、そういう場です。だから、つくりはソフトになっている。いわば学校教育相談センターの若者版とえばちょっとイメージが近いのかなというふうに思います。ぜひこうした場を藤沢でも確保していただきたいと思います。そして、そこがうまくつながったとして、余りすぐに欲張ってもいけないのですけれども、働くことに自信をなくしたり、困難を抱えている若者を就労にどうつなげていくか、社会参加につなげていくか、それが次のステップだと思います。

先日、湘南C-X（シークロス）に整備された湘南地域就労援助センターにお伺いをしてきました。私は就労援助センターというと、基本的には知的障がい者の就労支援の場だとずっと思っていたんですね。ところが、伺ってみたら、最近は知的障がい者よりも精神障がい者の手帳を持っている方の就労相談のほうが上回り始めたそうなんです。ちょっと予想外だったんですけれども。この場合の精神障がいというのは、もちろん統合失調症もあるけれども、うつだったり、それから、発達障がい、このごろ、手帳をとれるようになり始めましたから、そのケースも少なくないそうです。特にうつの場合は、さまざまな困難を抱えていたがゆえにうつを発症した、そういう若者たちも含まれています。

そうすると、一つ課題が見えてくるのかもしれないですね。こう言うと語弊があるかもしれないので、お叱りをいただくかもしれないんですが、知的障がい者の場合には、特別支援学校を卒業した後の進路については一定のルートができていると思います。ところが、精

神障がい者の就労というと、まだまだ十分ではないわけですね。これは一つにはもちろん、精神障がいに対する社会的な偏見というものもたくさんあります。ただ、その方たちの特性を踏まえた仕事先の開拓というのは、まだまだ十分ではないんじゃないでしょうか。特に知的障がい者の場合には、決まった仕事の繰り返しであればむしろ大得意だという特性があるわけですね。ところが、精神障がいの場合には波があるわけです。きょうは大丈夫だけれども、次の日の朝になったら起きられないとか、そういうケースがありますので、雇う側にしても非常に雇いにくい。だから、仕事先の開拓というのは非常に苦労されているというふうに伺いました。もちろん精神保健福祉とひきこもりなどの問題、慎重であるべきだと思っています。線引きも難しいので、ここでは軽々に述べませんけれども、ただ、若者の困難の一部については、精神保健の視点からの支援が必要なケースもあるのではないのでしょうか。なかなか民間だけにこういう仕事先の開拓を任せておくことが難しい場合、公がどのようにそこにかかわるかという課題が出てくると思います。現在市役所でも、他市に先駆けて精神障がい者の雇用に取り組んでいらっしゃるんですよね。これは画期的なことだと思うんです。

藤沢市の精神障がい者の就労に向けた取り組みについてお聞かせください。

経済部長（新倉力） 本市の組織の内部におけます精神障がい者の就労に向けた取り組み状況でございますけれども、平成21年に社会福祉法人から就労に関する相談を受けました。その後、全庁内にこの調整をさせていただいた結果、平成22年1月から総合市民図書館におきまして、精神障がい者の職業の実習を行っております。また、平成23年10月からは、湘南地域就労援助センターの協力のもとに、辻堂の市民図書館におきまして、同様の受け入れを行っております。なお、総合市民図書館及び辻堂市民図書館での職業の実習を通じまして、27名の実習体験者から15名の方が一般の就労に結びついているというふうに伺っております。

実は全国でもここまでやっている自治体というのは非常に数が少ないんだろーと思えます。先進的な事業ですので、ぜひとも引き続きお取り組みをお願いしたいと思えます。

このほかにも、例えば勤労市民課が取り組んでいるLet'sしごと塾なども私は非常に評価できると思うんですね。ぜひこうした取り組みをさらに広げていただきたいと思うんです。

藤沢市としてさまざまな困難を抱えた若者たちの就労に向けた取り組みについて、今後のお考えをお聞きします。

経済部長（新倉力） 本市では、若者の就労意欲を高めまして、主体的に就職の活動ができる就職につなげることを目的といたしまして、平成17年度からLet'sしごと塾の名称で就職支援事業を行っております。その事業の一環といたしまして、ひきこもりなどのさまざまな困難を抱える若者やその御家族を対象に、ハートフルカウンセリングや講演会を実施しております。平成22年度の状況で申し上げますと、ハートフルカウンセリン

グを受けた方が47名で、内訳としては、本人が25名、御家族が22名となっております。また、講演会につきましては、5月に雑誌編集者を講師として講演を行いまして、111名が参加をされました。また、11月にはハートフルカウンセラーを講師とした講演を行いまして、69名の方が参加をされております。こうした取り組みを行った結果、平成22年度につきましては、この中から3名の方が就労に結びついているという状況でございます。

ぜひ引き続きお取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

さて、子ども・若者育成支援推進法が定めるさまざまな施策があります。これは体系図なのですが、(資料を提示) 大体今までの話で、大卒のことについてはカバーできたと思うんですが、1つだけ残っている課題があります。これも慎重な言い方をしたいんですが、不登校に分類される子どもたちの中に、学校に行かずに、いわゆるこれが文字どおりの問題行動を繰り返す子どもたちがいることも事実ですよ。その子どもたちにどう支援の手を差し伸べていくかという問題です。

私、こういう生徒にも出会ったことがあるんですけども、その生徒は学校にほとんど来ませんでした。統計上の不登校に分類されました。何をしていたか。まちで仲間と一緒にシンナーをやったり、オートバイを乗り回したりしていました。私はとにかく彼を追いかけまして、見つけて、学校へ行こうよと話をします。でも、彼は言うわけです。俺、どうせ、中学出たら働くんだし、勉強なんかしたってしょうがねえよ。タケセン、何言っているんだよ。ここで教師はまたも、なぜ学校に行かなければならないかという根源的な問いを投げかけられるわけですが、ただ、彼とつき合っていくうちに見えてきたことが幾つかあります。彼のうち、母子家庭なんですけど、お母ちゃんが彼氏のところに行ったきり、1週間ぐらい帰って来ないことがよくあるんですね。その間お母ちゃんは彼に1万円札を渡して、彼はそれで1週間暮らすんです。思春期を迎えた少年にとって、お母ちゃんが何しているかわかってきますよね。それがどのぐらいつらいことか。彼がいわゆる問題行動を繰り返すようになったのだから、私はそれを断じていいとは言いません、認めるつもりはありません。でも、それは同時に少年の精いっぱいSOSでもあったんじゃないかと思います。私は、それが見えてきても、彼に結局何もしてやれませんでした。結局、かつあげで少年院に入ることになります。

その後も彼とはつき合い続けました。しばらくして少年院を退所してきます。でも、彼を待っていた家庭も周囲も厳しいものでした。履歴書に少年院と入っている若者を雇ってくれる場所ってどのぐらいあると思いますか。結局、彼はまた同じような道を歩むことになるんですね。

(資料を提示) これは法務省が発表している犯罪白書です。この中に少年のさまざまな問題事例というページがあるんですね。ここを見ると、少年院を退所した少年がその後25歳までに再び犯罪を犯す、いわゆる再犯率、約3割台なのです。3人に1人の子どもが

残念ながら再犯を起こすという傾向がある。ただ、退所後、仕事についたり、学校に通うようになった少年の場合、再犯率というのはぐっと下がるんです。半分以下に下がるんです。つまり、一度は罪を犯した少年であっても、社会が受け入れて保護をすれば立ち直ることができる。ただ、私たちのまちの少年の、これ、更生保護と言いますけれども、その資源はまだ非常に限られているのではないのでしょうか。今、全国的にも触法少年の課題、これ、法務省ではなくて、厚生労働省が福祉の課題として実は取り上げようという動きが始まっていると思います。

この少年の更生保護の課題についてはどのような構想をお持ちでしょうか。

こども青少年部長（青木玲子） 更生保護とは、犯罪を起こした者や非行のある少年が、実社会の中で健全に更生できるように支援し、再犯の予防を図るものであり、地方更生保護委員会や保護観察所など、国の機関が地域の保護司（更生保護ボランティア）や関係機関、団体と連携しながら推進しています。非行少年や若年犯罪者が立ち直るためには、就労の確保と継続により、社会人として自立することが重要であり、これらの若者を雇用する協力雇用主等の協力を得まして、保護司によって安定的な就労先の確保と継続して働けるように支援されているところでございます。この更生保護の問題につきましては、なかなか難しい問題と捉えておりますけれども、市といたしましては、更生保護の対象となる若者も含め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するための福祉、保健、教育、更生保護、就労等の関係する機関、団体等のネットワークを整備しまして、連携を図ってまいりたいと考えております。

先ほど藤沢市では本当に社会的支援が限られているという言い方をしましたけれども、でも、実際現場では、保護司さんや協力雇用主という、理解のある雇用主さんが、数はまだまだ少ないですけれども、本当に一生懸命献身的に頑張っている。ぜひその方たちを支えていただきたいと思います。

最後に、若干意見を申し上げたいと思いますけれども、先ほどお話しした横浜のユースプラザの取り組みなのでけれども、実は一遍に就労に結びつかないにしても、こういう取り組みをしていると言っていました。東日本大震災の被災地支援をそのひきこもりだった若者たちが行うようになったというんですね。（資料を提示）これ、去年の新聞記事ですけども、ここにはこんなふうに書かれていました。社会参加が難しい若者は、自分が社会で役に立たないと思い、現実が見えにくくなっている場合が多い。被災地の活動に対して感謝の言葉をかけられるのは大きな励みになっている。この派遣ですぐに社会復帰できるとは思わないが、自立に向けて大きく前進できるきっかけになると思っている。これ、非常に大きなヒントじゃないかと思いました。

秋田県に藤里町という町があります。ここは人口4,000人のまちで、アウトリーチを社会福祉協議会がやってみたら、100人ひきこもりの若者がいたという大変なまちです。これ、藤沢に直すと1万人いるという勘定ですから。ところが、この社会福祉協議会

は、ひきこもりの若者たちの力で新たな事業を始めたということで、今、全国的にも注目をされています。最近、『ひきこもり町おこしに発つ』という本が出されたんですけども、その中にはこんな言葉があるんですね。ひきこもり者とは、気の毒な、問題を抱えた、福祉の支援を待っている人たちだと思っていたけど、そうじゃなかった。自分の可能性に気づかずにいるだけなんだ。そういう言葉がありました。彼らを社会の寄生者などと捉えるのか、それとも、支援の手だてさえあれば、もっと大きな力と可能性を持っている若者たちと考えるのかでは全く違ってくると思っています。

私、藤沢はいろいろな市民の活動も盛んなまちですから、彼らを支え、その本来持っている力を引き出していく力を持っていると思うんですね。そのネットワークのかなめをつくる、それが今、一番大きな課題だろうと思います。今、こども青少年部の皆さん、この方向を目指して一生懸命頑張っていると思いますね。その取り組みをぜひ応援したいと思います。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。